

知事許可漁業に係る制限措置等の公示

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用する第 42 条第 1 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のとおり定めた。

令和 7 年 10 月 17 日

鹿児島県熊毛支庁長 竈原 剛

1 刺し網（とびうお流し網）漁業

（１） 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
とびうお流し網	西之表市沖合海域	1月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	西之表市に居住する者

- （２） 申請すべき期間
令和7年10月17日から同年11月17日まで

- （３） 許可の有効期間
許可日から令和9年11月30日まで

2 あさひがにかかり網漁業

（１） 制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あさひがにかかり網	熊毛海区の海域	10月1日から翌年4月30日まで	10トン未満	定めなし	1隻	県内の漁業協同組合の組合員であって、許可を受けた者自ら当該漁業に従事する者

- （２） 申請すべき期間
令和7年10月17日から同年11月17日まで

- （３） 許可の有効期間
許可日から令和8年9月30日まで